

滋賀食肉センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

1 名 称

産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託

2 場 所

滋賀県近江八幡市長光寺町 1089 番地 4 滋賀食肉センター

3 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日

4 目 的

本館棟からの汚水を排水処理施設で処理する際に発生する脱水汚泥ケーキは焼却施設にあるバツカンに集められており、これらは関係法令にもとづいて適正に処分しなければならない。汚泥処分については操業当初、滋賀食肉センターの焼却設備で処理していたが高額な年間経費を削減するため外部委託へと見直され、今後も経費削減に寄与するため産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託を継続する必要がある。

5 業務内容

- (1) 産業廃棄物処理業務
- (2) 収集運搬業務
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）写しの随時提出

6 業務基準

- (1) 本業務は本仕様書等を遵守し業務を完了すること。また、業務に関する一切の責任を処理するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり、本業務に係る法令を遵守するほか、本仕様書に基づき、公益財団法人滋賀食肉公社の職員（以下、「職員」という。）による指示に従って本業務を完遂すること。

7 業務着手

(1) 次の各号の業務許可証の写しを提出すること。

ア 滋賀県と最終処分場所在地までの経路にかかる区域を管轄する都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業許可の提出。また、契約期間内において許可の有効年月日が更新される場合には随時その写しを提出すること。

イ 最終処分場の所在区域を管轄する都道府県知事の産業廃棄物処分業許可の提出。また、契約期間内において許可の有効年月日が更新される場合には随時その写しを提出すること。

(2) 契約締結後直ちに行程、方法等を職員と事前に打合せを行い、承諾を受けた後に着手すること。

(3) 原則として実施時間は下記のとおりとする。ただし、職員と協議により変更は可能とする。また、施設運営上、搬出ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

収集業務可能時間 平日 9:00 から 16:30 まで

(4) 本件にかかる収集容器等の設置および交換場所は職員の指示に従うこと。

(5) 収集用の容器は別図に示す指定の場所に設置する。また、前述の指定場所に滋賀食肉センター用として全日設置できるものを準備すること。

8 業務報告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条の三（産業廃棄物管理票）に定められる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを業務完了時毎に提出すること。

9 現場安全管理

(1) 業務の実施に伴い、労働安全衛生法、その他関係法令、規則等を厳守し、労働者の安全ならびに災害防止のため、遺漏のないよう処置すること。

(2) 搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、職員と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全かつ十分に注意して行わなければならない。

10 成果品

請負者は上記5の業務内容の成果物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条の三（産業廃棄物管理票）に定められる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを業務完了時毎に提出すること。

11 その他

- (1) 本仕様を満たさない要件が発見された場合は、無償で本仕様を満たす業務内容の変更および処理を行うこと。
- (2) 本仕様書に明記なき事項については公社の担当者と協議の上、定めることとする。

以上

